

## 「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する 定期的な検査に関する規則（案）」の方向性について

### 1 定期的な検査の方向性等

効率的、効果的な監視・監督を行う観点から、次のような考え方により定期的な検査を行うこととする。

- (1) 事務の重要性に鑑み、行政機関、独立行政法人等が行う個人番号利用事務(地方公共団体情報システム機構が番号法に基づき行う事務はこれに準ずる。)を優先して行う。
- (2) 検査周期はおおむね2年とするが、各機関の規模・特性及び検査結果等に応じて柔軟に対応するほか、(1)以外の事務は、特定個人情報の取扱いに係る実態等を踏まえて検討する。

なお、定期的な検査のほか、特定個人情報の漏えいその他の状況により、随時に検査を行うことを妨げない。

### 2 委員会規則に定める内容

番号法第28条の3第1項の規定により、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構は、委員会規則の定めにより、各機関が保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について、委員会による定期的な検査を受ける義務を負っている。

委員会規則においては、定期的な検査の対象となる特定個人情報ファイル及び定期的な検査の周期を定める。

#### (1) 定期的な検査の対象となる特定個人情報ファイル

定期的な検査は、次の①から④までに該当しない特定個人情報ファイルを優先して行うこととし、①から④までについては、委員会が必要と認めた場合に行う。

- ① 役員若しくは職員又はそれらの者の被扶養者等に係る特定個人情報ファイルのうち、人事、給与又は福利厚生に関する事項等を記録する特定個人情報ファイル
- ② 事務ごとに保有する本人の数の総数が千人未満である特定個人情報ファイル
- ③ 個人番号関係事務のみを処理するために保有する特定個人情報ファイル
- ④ 特定個人情報の取扱いの状況を勘案して委員会が定める特定個人情報ファイル

#### (2) 定期的な検査の周期について

定期的な検査は、おおむね2年ごとに行うものとする。

#### (3) その他随時検査の実施について

(1)の定期的な検査のほか、特定個人情報の漏えいその他の状況により、随時に検査を行うことを妨げない。